

地域と行政が一体となって進める河川整備について

(加茂川流域における取り組み事例)

国土交通省 中部地方整備局

木曽川上流河川事務所 調査課長 菊池 秀之

1 はじめに

美濃加茂市街地を流下し、美濃加茂市と坂祝町の境界付近で木曽川に合流する加茂川は、流域面積 17.6km²、流路延長 11.4km の一級河川である(図-1)。木曽川本川及び木曽川合流点に設置されている加茂川逆水樋門及び加茂川排水機場については国土交通省が、支川の加茂川については岐阜県が管理している。

加茂川流域では、平成 12 年 9 月(東海豪雨)、平成 22 年 7 月、平成 23 年 9 月(台風 15 号)等、たびたび内水による浸水被害が発生していることから、安全・安心なまちづくりを目指して、地域住民と関係行政機関(国土交通省、岐阜県、美濃加茂市、坂祝町)が一体となった取り組みを行っており、事例を以下に紹介する。



図-1 加茂川流域の概要

2 加茂川流域の特性

低平地に流れている加茂川の浸水被害の原因は、市街化の進展等に伴って流域内に降った降雨が一気に加茂川へ流出すること、木曽川本川の水位上昇により加茂川からの自然排水が困難になることで、加茂川の水位が上昇して溢れ、家屋等が浸水する内水等によるものである。このような状況から、浸水被害の生じやすい低平地においては、土地開発を制限するなど土地利用のあり方をしっかりと議論することが急務であるが、一方では、市街化が徐々に

進展している現状にある(図-2)。

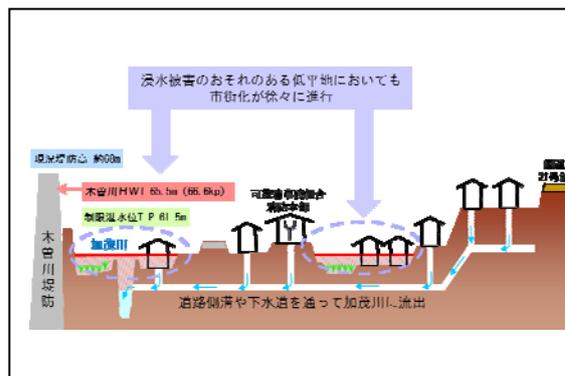


図-2 低平地における市街化の進行状況

平成 23 年 9 月の台風 15 号及び前線の影響による雨は、木曽川流域で激しい豪雨となり、木曽川の犬山(基準地点)において、戦後最大洪水となった昭和 58 年 9 月洪水に次ぐ既往第 2 位の水位となり、御嵩観測所では総雨量 385mm を記録するなど、床上浸水 9 戸、床下浸水 5 戸となる被害が発生した(写真-1)。

国土交通省では、美濃加茂市長からの要請を受け、排水ポンプ車、照明車、作業員等を現地に派遣し、24 時間体制で排水作業を行った。



写真-1 浸水被害の状況

3 浸水被害の軽減に向けた取り組み

このように度重なる浸水被害を軽減させるためには、地域と関係行政機関が流域一体となった総合的な取り組みにより対応することが重要であることから、

地域住民の代表、関係行政機関(国土交通省、岐阜県、美濃加茂市、坂祝町)からなる「加茂川総合内水対策協議会」を平成24年2月に設立した。この協議会では、それぞれの立場で実施すべき具体的施策(ハード対策及びソフト対策)を持ち寄り、「加茂川総合内水対策計画」としてとりまとめ、策定・公表していく予定である。この協議会においては、

- ・ 浸水被害の生じやすい低平地における土地利用のあり方
 - ・ 水害とどのように向き合っていくのか(土地開発を促進する区域と浸水を許容する区域との住み分け)
 - ・ 加茂川の流域特性を踏まえ、どのような対策が最適か
- 等を議論のポイントに置き、これまでに3回開催して議論を進めているところである(図-3)。

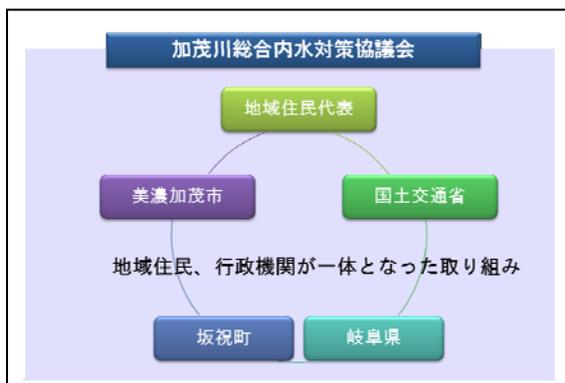


図-3 加茂川総合内水対策協議会の構成

今後の協議会での議論やパブリックコメント(意見公募)の結果等を踏まえて、最終的に「加茂川総合内水対策計画」をとりまとめる予定であるが、現時点で考えられる具体的施策の代表事例を紹介する。

【ソフト対策の主な事例】

1. 土地利用規制の強化

土地開発事業指導要綱に基づき、一定規模を超える土地開発にあたっては調整池設置の義務付けの徹底を図るとともに、小規模な土地開発にあっても浸透ます等の浸透貯留施設の設置指導を新たに追加することにより、加茂川への流出量を調節し、ピーク流量を緩和する。

2. 建築高さ等の事前届け出の徹底

家屋等を新設・改築する場合において、床下高を浸水のおそれのある高さ以上としなければ許可しないよう、建築高さを規制して浸水被害を未然に防止する(図-4)。

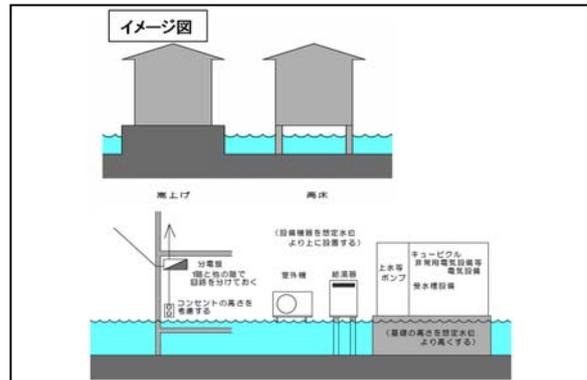


図-4 建築高さ等の規制イメージ

3. CCTVカメラ映像、河川水位等の情報配信

国土交通省が河川管理用に設置しているCCTVカメラの映像、木曾川本川及び加茂川の水位計データ(10分単位での水位変化が確認可能)を、木曾川上流河川事務所ホームページにおいて情報配信することにより、河川水位の現状把握や迅速な避難等に活用することが可能となる(図-5)。



図-5 CCTVカメラ画像、水位の情報提供

4. 雨水タンク・浸透ます等の設置、既設住宅の嵩上げ工事等への助成事業の創設

流域内の家屋等を対象に、各戸毎の負担にて実施する雨水タンクや浸透ます、浸水防止柵等の設置、さらには既設住宅の嵩上げ工事などに対して費用の一部を助成する制度を新たに創設する。この制度の創設により、地域住民に対して対策の必要性、浸

水被害の軽減に向けた意識の向上を図る。

5. 浸水実績水深の表示看板の設置

平成23年9月洪水の実績浸水深を示す看板を表示することにより、浸水のおそれのあることを広く一般に知らせ、無秩序な土地開発を抑制する(写真一2)。

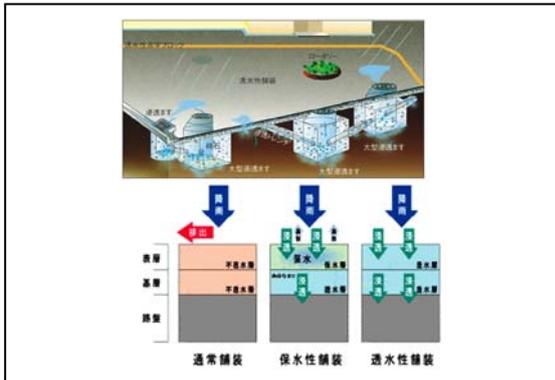


写真一2 実績浸水深の表示看板の設置

【ハード対策の主な事例】

1. 雨水貯留施設の整備

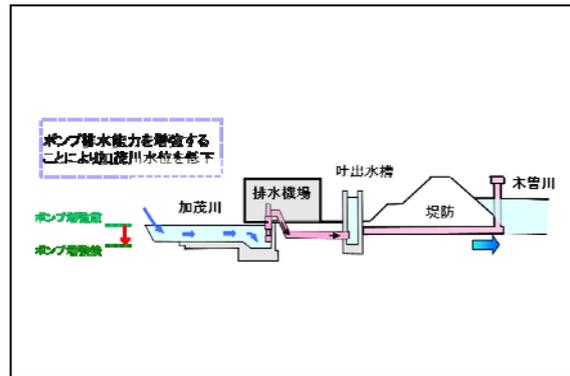
小学校の校庭や公園、グラウンド等において、雨水貯留施設を整備することにより、加茂川への流出量を調節し、ピーク流量を緩和する(図一6)。



図一6 雨水貯留施設の整備イメージ

2. 排水機場ポンプの増強

既設の加茂川排水機場のポンプ能力を増強することにより浸水被害を軽減する(図一7)。



図一7 排水機場のポンプ増強

4 まとめ

加茂川総合内水対策協議会は、地域と関係行政機関が流域一体となった総合的な取り組みにより、浸水被害の軽減に向けた議論を進めているところである。

よって、地域住民と国土交通省、岐阜県、美濃加茂市、坂祝町がそれぞれの役割分担のもと、それぞれの主体が自ら汗をかいて「加茂川総合内水対策計画」に位置付けられる具体的施策を責任持って実現することが求められる。

また、これらの総合的な対策による治水安全度の向上に伴って、土地開発がさらに加速するような悪循環を招くことのないよう、流域内における流出抑制や土地利用誘導、河川情報の提供等についても関係機関と更なる連携・調整を行うことが必要である。

さらには、計画を上回る洪水に対しても、できるだけ被害を軽減するため、既存施設を活用しながら、ソフト・ハード対策一体となった総合的な被害軽減対策を「自助」、「共助」、「公助」の精神のもと、地域住民や関係機関と連携して進めていくことが重要である。